

# 仕 様 書

環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課

(担当 田村、河北 222-3952)

件 名	ゴキブリ・ダニ類防除及び殺菌作業（東部まち美理事務所他 7 事務所）
納 期	令和 8 年 8 月 2 8 日（金）まで
契約条件	<p>1 実施時期 契約日の翌日から令和 8 年 8 月 2 8 日（金）までに完了のこと。 実施日が確定し次第、まち美化推進課に作業工程表をあらかじめ報告すること。</p> <p>2 作業内容 受託者は防除実施に先立ち、技術員による害虫予備調査を行い、まち美化推進課と協議すること。 作業方法は次のとおり。薬剤については、人畜に対し安全性の高いもの、低臭性のもの、厚生労働省認定薬剤を使用すること。</p> <p>(1) 建物内全体床面に対し残留噴霧処理 薬液を床面と壁面の接するコーナー部分に帯状にハンドスプレーで噴霧すること。水場周りは害虫発生源のため、特に丁寧に処理すること。</p> <p>(2) 誘引食毒ベイト剤の配置 食堂、給湯室等の害虫発生源については、誘引食毒ベイト剤の配置により害虫駆除効果を高めること。</p> <p>3 後始末 残骸、薬剤、その他防除作業による汚れの清掃及び後始末は、受託者において実施すること。</p> <p>4 協議連絡 受託者は、機械対策補修保全に要する費用他実施上必要な事項については、各事務所担当職員と緊密な連絡を行い、協議打ち合わせのうえ、決定すること。</p> <p>5 防除従事者 受託者は、作業計画書、従事者名簿、作業報告書を各事務所担当職員に提出し、その都度、認証を受けること。 また、受託者はその従事者に対し、作業中に器物を破損又は紛失することがないよう、常に細心の注意を持って行うよう指導・監督すること。</p> <p>6 実施報告 受託者は作業実施後、速やかに各事務所長の作業完了の確認を受けた実施報告書をまち美化推進課へ提出すること。</p> <p>7 損害の負担 防除実施に関して器物の破損等の損害を生じさせた場合は、受託者において完全に修復すること。</p>

## 各事業所の所在地及び実施面積

事業所名	所在地	延床面積
東部まち美化事務所	京都市左京区高野西開町 34 番地の 3	2, 9 4 1 m <sup>2</sup>
山科まち美化事務所	京都市山科区小野弓田町 3 番地	3, 2 1 6 m <sup>2</sup>
南部まち美化事務所	京都市南区西九条森本町 50 番地	2, 4 9 7 m <sup>2</sup>
西部まち美化事務所	京都市右京区西院西貝川町 57 番地の 1	4, 7 7 6 m <sup>2</sup>
西京まち美化事務所	京都市西京区榎原秤谷町 37 番地	2, 8 6 8 m <sup>2</sup>
伏見まち美化事務所	京都市伏見区横大路千両松町 447 番地	3, 1 2 3 m <sup>2</sup>
生活環境美化センター	京都市南区西九条森本町 62-1	1, 3 3 1 m <sup>2</sup>
生活環境美化センター分室	京都市南区西九条森本町 37 番地	8 8 6 m <sup>2</sup>